

## 第 3 部：介護保険事業の適正な 運用について



---

---

## 第1章

# 介護保険サービス事業の見込み

---

---

# 1 被保険者数等の今後の見込み

## (1) 被保険者の推計

計画期間における総人口及び第1号・第2号被保険者数については以下のように推計しています。

第8期計画期間中は、第2号被保険者がほぼ横ばいで推移するのに対し、第1号被保険者は緩やかに減少していきます。これは、後期高齢者(75歳以上)の増加数より前期高齢者(65歳～74歳)の減少数の方が大きいからです。団塊ジュニアの世代が65歳以上となる2040年度(令和22年度)までを推計すると、第2号被保険者は減少、第1号被保険者は増加すると推計されます。

	年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
第2号被保険者	40歳～64歳	12,280人	12,318人	12,390人	12,517人	12,524人	8,532人
	65歳以上	10,271人	10,270人	10,190人	10,131人	10,077人	11,540人
第1号被保険者	65歳～74歳	4,539人	4,507人	4,359人	4,054人	3,669人	5,605人
	75歳以上	5,732人	5,763人	5,831人	6,077人	6,408人	5,935人
75歳以上高齢化率		17.4%	17.5%	17.7%	18.5%	19.7%	20.4%

## (2) 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数は年々増加していきますが、その内訳をみると、要支援者では要支援1、要介護認定者では要介護1を中心として、現在の構成と同じ割合で増加していくと見込まれます。

本町の特徴である比較的元気な高齢者が多い現状を将来にわたっても維持し、少しでも長く介護度が重くならないよう、介護予防事業、在宅介護支援サービスを中心とした介護サービスの更なる充実が重要となっております。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認定者数計	1,813人	1,817人	1,897人	2,014人	2,034人	2,375人
要支援1	344人	355人	370人	395人	392人	417人
要支援2	195人	205人	214人	230人	230人	256人
要介護1	436人	430人	449人	476人	484人	571人
要介護2	279人	262人	275人	290人	293人	344人
要介護3	200人	209人	220人	234人	239人	292人
要介護4	189人	183人	191人	200人	204人	269人
要介護5	170人	173人	178人	189人	192人	226人

※ 第1号・第2号要支援・要介護認定者数。

## 2 介護サービスの利用見込量の推計

### (1) 予防給付サービスの見込量

		見込み					
		8期計画			9期計画	14期計画	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)	
(1) 介護予防サービス	介護予防訪問介護	給付費(千円)					
		人数(人)					
	介護予防訪問 入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	11,263	11,270	11,935	12,601	13,567
		回数(回)	234.8	234.8	248.8	262.8	281.4
		人数(人)	34	34	36	38	41
	介護予防訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	1,883	1,884	1,884	2,023	2,390
		回数(回)	53.1	53.1	53.1	56.8	67.3
		人数(人)	7	7	7	8	9
	介護予防居宅 療養管理指導	給付費(千円)	4,958	5,078	5,189	5,425	5,876
		人数(人)	43	44	45	47	51
	介護予防通所介護	給付費(千円)					
		人数(人)					
	介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)	10,161	10,166	10,928	10,928	12,191
		人数(人)	27	27	29	29	32
	介護予防短期入所 生活介護	給付費(千円)	582	583	583	583	583
		日数(日)	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8
		人数(人)	2	2	2	2	2
	介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所 療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具 貸与	給付費(千円)	8,963	9,308	9,537	9,930	10,940	
	人数(人)	158	164	168	175	191	
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円)	901	901	901	901	901	
	人数(人)	3	3	3	3	3	
介護予防住宅改修	給付費(千円)	2,683	2,683	2,683	2,683	3,427	
	人数(人)	3	3	3	3	4	
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	16,632	16,642	16,642	18,385	18,385	
	人数(人)	20	20	20	22	22	

			見込み				
			8期計画			9期計画	14期計画
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(2) 介護予防サービス 地域密着型	介護予防認知症 対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多 機能型居宅介護	給付費(千円)	11,825	11,832	11,832	13,543	13,543
		人数(人)	15	15	15	17	17
	介護予防認知症対 応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
人数(人)		0	0	0	0	0	
(3) 介護予防支援		給付費(千円)	10,389	10,729	11,062	11,451	12,564
		人数(人)	187	193	199	206	226

2025年度(令和7年度)、2040年度(令和22年度)の見込み量は、厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化」システムでの現段階の推計値となっており、今後変動する可能性があります。引き続き、介護予防及び重度化防止を推進していくことで見込み量の適正化を図ってまいります。

## (2) 介護給付サービスの見込み

		見込み					
		8期計画			9期計画	14期計画	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)	
(1) 居宅サービス	訪問介護	給付費(千円)	232,389	233,911	235,458	243,594	282,273
		回数(回)	6,302.4	6,326.0	6,366.6	6,590.3	7,650.8
		人数(人)	209	212	214	223	246
	訪問入浴介護	給付費(千円)	27,356	29,196	30,911	29,999	36,973
		回数(回)	176.4	188.2	199.2	193.3	238.3
		人数(人)	30	32	34	33	41
	訪問看護	給付費(千円)	92,779	97,825	100,132	102,904	110,845
		回数(回)	1,371.4	1,442.6	1,476.9	1,518.9	1,623.0
		人数(人)	154	162	166	171	186
	訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	5,897	6,267	6,626	6,626	7,049
		回数(回)	163.1	173.6	183.1	183.1	193.9
		人数(人)	16	17	18	18	19
	居宅療養管理指導	給付費(千円)	46,368	48,973	49,883	50,479	61,703
		人数(人)	303	320	326	330	403
	通所介護	給付費(千円)	210,719	216,728	221,173	226,170	242,063
		回数(回)	2,216.2	2,269.3	2,310.6	2,354.1	2,500.6
		人数(人)	238	243	247	251	265
	通所 リハビリテーション	給付費(千円)	99,061	103,663	107,285	110,908	121,655
		回数(回)	1,003.3	1,044.0	1,077.4	1,110.8	1,209.6
		人数(人)	118	123	127	131	143
	短期入所生活介護	給付費(千円)	102,597	110,309	116,998	117,036	138,660
		日数(日)	1,024.5	1,098.4	1,165.2	1,168.9	1,379.2
		人数(人)	98	104	110	112	130
	短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	14,699	14,707	14,707	14,707	17,488
		日数(日)	108.5	108.5	108.5	108.5	128.9
		人数(人)	8	8	8	8	10
	短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
日数(日)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人数(人)		0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	給付費(千円)	69,372	71,706	73,885	74,788	82,854	
	人数(人)	446	462	476	483	531	
特定福祉用具 購入費	給付費(千円)	3,798	3,798	4,265	4,614	4,787	
	人数(人)	11	11	12	13	14	
住宅改修費	給付費(千円)	8,284	8,284	8,755	8,755	11,627	
	人数(人)	8	8	9	9	11	
特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	321,110	328,247	332,550	347,124	406,380	
	人数(人)	136	139	141	147	171	

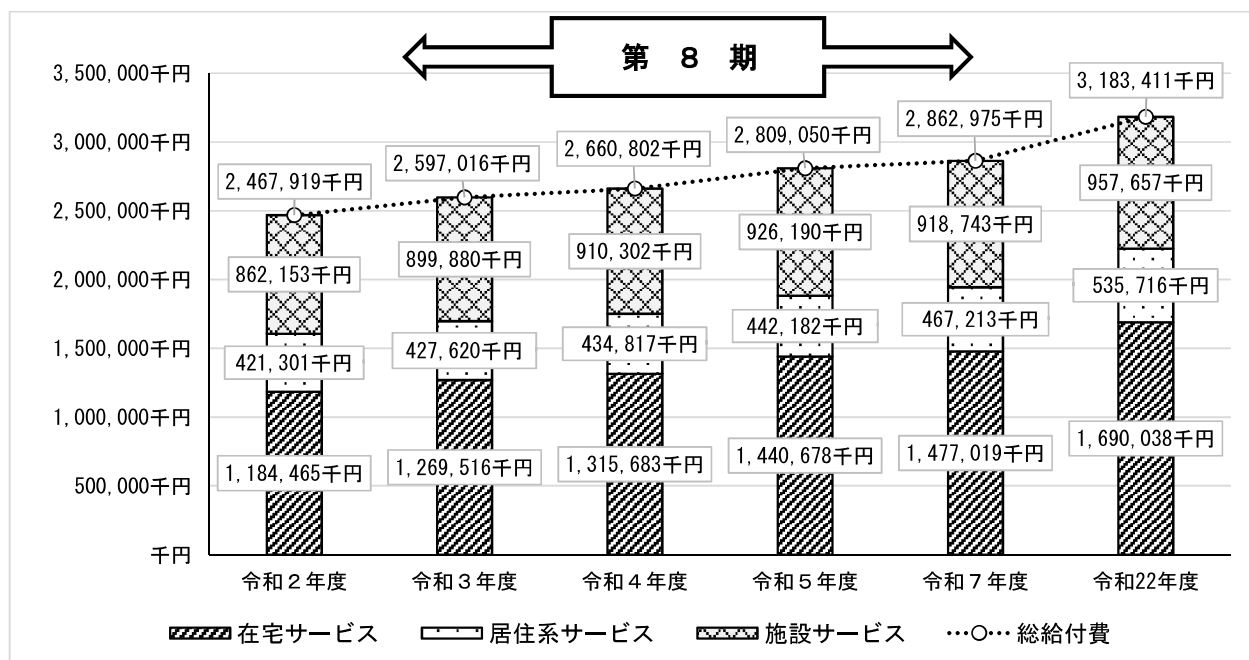
			見込み				
			8期計画			9期計画	14期計画
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	4,718	4,721	4,721	4,721	4,721
		人数(人)	3	3	3	3	3
	夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	給付費(千円)	42,776	45,617	46,448	47,280	56,948
		回数(回)	302.4	323.4	329.2	335.0	402.2
		人数(人)	33	36	37	38	46
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	79,187	80,791	87,147	85,544	99,315
		人数(人)	35	36	38	38	43
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	89,878	89,928	92,990	101,704	110,951
		人数(人)	30	30	31	34	37
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
人数(人)		0	0	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	85,650	95,616	125,515	
	人数(人)	0	0	37	41	53	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	51,472	53,944	55,284	57,431	67,594	
	回数(回)	500.9	521.5	534.3	555.7	649.6	
	人数(人)	74	77	79	82	96	
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	給付費(千円)	528,317	532,165	532,165	535,899	542,142
		人数(人)	160	161	161	162	164
	介護老人保健施設	給付費(千円)	363,673	370,243	386,131	382,844	415,515
		人数(人)	114	116	121	120	130
	介護医療院 (令和7年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	2	3
	介護療養型医療施設	給付費(千円)	7,890	7,894	7,894		
		人数(人)	2	2	2		
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	114,436	120,809	124,816	125,779	141,986	
	人数(人)	647	680	701	708	789	

2025年度(令和7年度)、2040年度(令和22年度)の見込み量は、厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化」システムでの現段階の推計値となっており、今後変動する可能性があります。引き続き、介護予防及び重度化防止を推進していくことで見込み量の適正化を図ってまいります。



### 3 介護保険事業にかかる総費用の見込み

総給付費は、第8期中も増加を続け、2023年度（令和5年度）には2020年度（令和2年度）に比べて341,131千円増加すると見込んでいます。また、居住系サービスや施設サービスに比べ、在宅サービスの伸びが大きく、2023年度（令和5年度）には2020年度（令和2年度）の1.22倍になると推計されます。



2025年度（令和7年度）、2040年度（令和22年度）の見込み量は、厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化」システムでの現段階の推計値となっており、今後変動する可能性があります。引き続き、介護予防及び重度化防止を推進していくことで見込み量の適正化を図ってまいります。



---

---

## 第2章

### 葉山町の介護保険料

---

---

# 1 保険料の設定

## (1) 介護保険料設定の考え方

### ① 第1号被保険者の保険料負担割合

保険給付を行うための財源は、公費（国・県・本町の支出金）と保険加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として2分の1を公費で、残る2分の1を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方々から徴収する保険料で賄うこととなっています。

なお、包括的支援事業等については第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。第1号被保険者の負担割合は変わりません。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定されます。第7期介護保険事業計画期間における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。

### ② 調整交付金

標準給付費における国の負担割合のうち5%（全国平均）は調整交付金として支出されます。調整交付金は全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられており、第1号被保険者における後期高齢者割合（75歳以上の方）や所得段階別人数割合によって国からの交付金が増減します。

後期高齢者割合が全国平均よりも高い場合は、より多く保険給付を見込む必要があり保険料の増加につながるため、これを軽減する目的で調整交付金が多く交付されます。また、所得段階別の人数構成を全国平均と比較し、所得段階が高い方の割合が高ければ保険料の負担能力も高いと考えられるため、調整交付金は少なくなります。

本町では、所得段階別の人数割合では高い方の割合が全国平均よりも高い等の理由で交付割合は5%を下回っています。

### ③ 介護給付費準備基金

保険者である市町村は、介護給付費準備基金を設けて事業計画期間の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合には取崩しを行うなど、被保険者の皆様に安定して保険給付を提供するよう努めています。基金は保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしています。第8期においては、基金残高約3億2千万円のうち安定的な保険運営のために必要な残額水準を除いた2億円を取崩し、保険料負担の軽減を図ります。

### ④ 財政安定化基金

計画期間中において、保険給付費が計画値を上回る場合や社会状況の変化による保険料収入の低下により、保険者が資金不足に陥った場合に備え、国・県・保険者が3分の1ずつ拠出して、都道府県に財政安定化基金が設けられています。都道府県は拠出金を原資に基金へ積立て、保険者が資金不足に陥った場合、保険給付に必要な資金を基金から貸し付けます。貸し付けを受けた保険者は次の事業計画期間に返済に必要な額を加算して保険料を定め、基金に借入金を返済することになります。

本町では、適切に保険給付費を見込み、安定的な介護保険制度運営を図っており、第6期介護保険事業計画期間において資金不足は生じていないことから借入は行っていません。

## (2) 保険料収納必要額

第8期の第1号被保険者の保険料の収納で必要となる額は、約19億円、予定保険料収納率については98.0%と見込んでいます。

(単位：円)

項目	第8期			
	合計	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
標準給付費見込額	8,622,259,691	2,776,314,400	2,846,627,261	2,999,318,030
総給付費	8,066,868,000	2,597,016,000	2,660,802,000	2,809,050,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	225,413,357	72,000,000	75,382,810	78,030,547
特定入所者介護サービス費等 給付額	247,347,900	79,193,284	82,591,999	85,562,617
特定入所介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	21,934,543	7,193,284	7,209,189	7,532,070
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	271,343,934	88,800,000	90,898,451	91,645,483
高額介護サービス費等給付額	282,419,052	91,419,052	95,000,000	96,000,000
高額介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	11,075,118	2,619,052	4,101,549	4,354,517
高額医療合算介護サービス費等 給付額	51,000,000	16,000,000	17,000,000	18,000,000
算定対象審査支払手数料	7,634,400	2,498,400	2,544,000	2,592,000
審査支払手数料一件あたり単価		48	48	48
審査支払手数料支払件数	159,050	52,050	53,000	54,000
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
地域支援事業費	467,153,340	151,068,040	155,687,600	160,397,700
介護予防・ 日常生活支援総合事業費	222,693,340	70,632,040	74,275,600	77,785,700
包括的支援事業・任意事業費	165,540,000	55,180,000	55,180,000	55,180,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	78,920,000	25,256,000	26,232,000	27,432,000
第1号被保険者負担分相当額	2,090,564,997	673,297,961	690,532,418	726,734,618
調整交付金相当額	442,247,652	142,347,322	146,045,143	153,855,187
調整交付金見込額	367,833,000	108,469,000	121,510,000	137,854,000
調整交付金見込交付割合		3.81%	4.16%	4.48%
後期高齢者加入割合補正係数		0.9675	0.9535	0.9410
後期高齢者加入割合補正係数 (要介護等発生率による重み付け)		0.9664	0.9546	0.9425
後期高齢者加入割合補正係数 (1人あたり給付費による重み付け)		0.9686	0.9524	0.9394
所得段階別加入割合補正係数		1.0869	1.0869	1.0869
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
保険者機能強化推進交付金等 の交付見込額	30,000,000			
保険料収納必要額	1,934,979,649			
予定保険料収納率	98.00%			

### (3) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

第1号被保険者の保険料基準額は、令和3～5年度の3か年における標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の一定割合（23%）を、所得段階別割合で調整した令和3～5年度の第1号被保険者延べ人数で除して求められます。

#### <介護保険料基準額の算定方法>

$$\text{保険料基準額(月額)} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \div \frac{\text{所得段階別加入割合補正後の被保険者数}}{12\text{ヶ月}}$$

区 分(算出手順)	3 か年合計
標準給付費見込額(A)	8,622,259,691 円
地域支援事業費(B)	467,153,340 円
第1号被保険者負担分相当額(C=(A+B)×23%)	2,090,564,997 円
調整交付金相当額(D)	442,247,652 円
調整交付金見込額(E)	367,833,000 円
準備基金取崩額(F)	200,000,000 円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(G)	30,000,000 円
保険料収納必要額(H=C+D-E-F-G)	1,934,979,649 円
予定保険料収納率(I)	98.00%
所得段階別加入割合で補正した被保険者数(J)	33,477 人
第8期介護保険料基準年額(K=H/I/J)	58,980 円
第8期介護保険料基準月額(L=K/12 か月)	4,900 円

第8期中の第1号被保険者保険料基準額（月額）

≒

4,900 円

◇利用者負担の軽減策として、以下のようなものがあります。

#### (ア) 特定入所者介護サービス費の支給（食費・居住費の利用者負担額減額制度）

介護保険施設、短期入所サービスを利用する際の食費と居住費（滞在費）は原則として全額自己負担になりますが、所得の低い方の施設利用が困難とならないよう、下の表に該当する方は負担限度額までの自己負担とするものです。超えた分は「特定入所者介護サービス費（補足給付）」として介護保険から給付します。

#### (イ) 高額介護サービス費の支給

同月内に利用したサービスの利用者負担（1割または2割）の合計金額が高額になり利用者負担の上限額を超えたときは、申請により超えた分を「高額介護サービス費」として支給します。同じ世帯内にサービス利用者が複数いる場合、世帯の利用者負担の合計額が、上限額を超えた分について支給します。

#### (ウ) 高額医療合算介護サービス費の支給（高額医療・高額介護合算制度）

介護保険と医療保険両方の自己負担額が高額になった場合は、限度額を超えた分を高額医療合算介護サービス費として支給します。同じ医療保険の世帯内で、介護保険と医療保険の両方に自己負担がある世帯で、年間（8月～翌年7月）自己負担額（高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額）を合算した額が、医療保険者の設定した限度額を超えたときに該当となります。

現段階での令和7年度（2025年度）の第1号被保険者推計保険量基準額は約5,000円となっています。今後、介護予防の推進、重度化防止を図ることで、軽減を図っていきます。

## 2 保険料段階の設定

被保険者の負担能力には差があるため、介護保険料は一律ではなく、市民税の課税状況や収入・所得の状況により段階別に振り分けを行った上で保険料を定めています。負担能力に応じた保険料となるよう所得段階区分を標準よりきめ細かく設定し、第8期においては16段階に区分します。

所得段階	対象者	基準割合	保険料	
			(年額)	(月額)
第1段階	・生活保護の方又は老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	17,640円	1,470円
第2段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方（第1段階に該当しない方）	0.45	26,460円	2,205円
第3段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の方（第1段階、第2段階に該当しない方）	0.67	39,396円	3,283円
第4段階	・本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.95	55,860円	4,655円
第5段階	・本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれている方（第4段階に該当しない方）	1.00	58,800円	4,900円
第6段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.25	73,500円	6,125円
第7段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万以上160万未満の方	1.26	74,088円	6,174円
第8段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が160万以上200万未満の方	1.27	74,676円	6,223円
第9段階	・本人は町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万以上300万未満の方	1.52	89,376円	7,448円
第10段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が300万以上400万未満の方	1.54	90,552円	7,546円
第11段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が400万以上600万未満の方	1.57	92,316円	7,693円
第12段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が600万以上800万未満の方	1.75	102,900円	8,575円
第13段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が800万以上1,000万未満の方	1.90	111,720円	9,310円
第14段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万以上1,500万未満の方	2.10	123,480円	10,290円
第15段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1,500万以上2,000万未満の方	2.30	135,240円	11,270円
第16段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が2,000万以上の方	2.50	147,000円	12,250円

---

---

## 第3章

# 介護保険事業の適正な運営

---

---



# 1 サービスの質の向上

## (1) 身体拘束の廃止に向けた取り組み

---

現在介護の現場では、「身体拘束ゼロ」の実現に向け、様々な取り組みが進められています。

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、身体機能の低下をまねく恐れもあります。

葉山町では、介護サービス事業者や町民に向けた、身体拘束の廃止の広報活動や啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

## (2) 各種介護保険サービスの充実

---

第6期計画において小規模多機能型居宅介護事業所を新たに整備し、在宅介護の推進に努めてまいりました。

第8期計画においては、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を行い、在宅介護サービスの推進に努めてまいります。

## (3) 苦情相談等への対応

---

サービス利用者やその家族からの声を役場、社会福祉協議会（あんしんセンター）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）などで受け付けるとともに、サービスに対する不満や苦情内容に対し迅速に対応してまいります。

また、介護相談員の施設への派遣を通じて、利用者の日常的な不満や疑問を受け付け、問題の発見や解決を通じて苦情等の発生を未然に防ぐとともに、問題点があれば改善を促してまいります。

#### (4) 高齢者への権利擁護への取り組み

---

近年、振り込め詐欺や、悪質な商法のトラブルに、高齢者のみならず一般成人までもが巻き込まれるケースが増えています。

本町ではこれまでに、主に社会福祉協議会が運営するあんしんセンターで、認知症などの十分な判断ができない高齢者に対して、介護サービスの利用等も含めて支援してまいりました。

今後とも、葉山警察署、地域包括支援センター、訪問サービス事業者、保健師、家族、地域住民や関係機関との連携をさらに強化し、公正な契約締結の支援を行います。また、窓口を利用しやすくするための広報活動も強化してまいります。

## (5) 施設サービスの整備方針について

### <2023年度（令和5年度）までの施設整備計画>

区分		第6期計画期間			第7期計画期間			第8期計画期間		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉施設 介護老人 施設	定員数（人）	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	利用者数（人）	167	159	166	151	156	163	160	160	160
地域密着型 老人福祉施設	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型 定施設入居者 生活介護	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健施設 介護老人	定員数（人）	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	利用者数（人）	132	129	121	119	109	151	150	150	150
医療施設 介護療養型	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	1	0	1	3	2	1	1	1	1
認知症対応型 共同生活介護	定員数（人）	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	利用者数（人）	24	26	25	27	25	25	27	27	27
介護専用型 特定施設	定員数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数（人）	324	314	313	300	292	340	338	338	338
	要介護3 以上比	80.9%	77.7%	81.5%	81.3%	82.2%	82.1%	82.0%	82.0%	82.0%
介護専用型 以外の 特定施設	定員数（人）	291	291	291	291	291	291	291	291	291
	利用者数（人）	140	159	176	154	154	150	150	150	150

※ 2015年度（平成27年度）から2019年度（令和元年度）までは「介護保険事業状況報告」の年度末数値を採用し、2020年度（令和2年度）は9月月報値、2023年度（令和5年度）以降は推計値です。

## ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数（葉山町内・町外に関わらず特別養護老人ホームへの入所待機者）は、2019年度（令和元年度）は前年度比31名の減少、2020年度（令和2年度）は前年度比で7名の増加となっています。そのうち、葉山町内2か所の特別養護老人ホームの入所待機者数は、2019年度（令和元年度）は前年度比21名の減少、2020年度（令和2年度）は前年度比で11名の増加となっています。

また、特別養護老人ホームへの介護給付費は、2019年度（令和元年度）は前年度比18,119,136円、3.8%の増額ですが、件数は22件の減少となっており、入所者の重度化が考えられます。

第6期計画期間中は、確実に葉山町民の入所が見込まれる29床の地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を目指し事業者の公募をしましたが、昨今の介護報酬減により採算を取ることが難しいことから応募を断念した、あるいは建設費及び人件費の高騰により事業者辞退があったことにより整備することができず、第7期計画においても新たな整備を行いませんでした。

第8期における介護報酬改定状況、また、特別養護老人ホームへの入所待機者及び介護給付費の状況、さらに第6期計画期間中の状況を勘案すると第8期計画期間中は特別養護老人ホームの整備は見送り、町内事業所に町民優先の入所を引き続き要望するとともに、待機者数、介護給付費等の状況を注視していき、その上で必要と判断すれば第9期以降の施設整備について検討してまいります。

【特別養護老人ホーム入所待機者数】

○施設所在地が葉山町内外であるかを問わず、葉山町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成30年 4月1日	0人	0人	10人	18人	37人	27人	21人	113人
令和元年 4月1日	0人	0人	9人	7人	21人	22人	23人	82人
令和2年 4月1日	0人	0人	4人	6人	31人	30人	18人	89人



特別養護老人ホーム入所待機者のうち葉山町民の人数

	待機者数	(うち葉山町民)
平成30年4月1日	113人	81人
令和元年4月1日	82人	60人
令和2年4月1日	89人	71人

【町内特別養護老人ホームの町民入所率】

	利用者数	うち葉山町民	町民利用率
令和元年6月1日	154人	102人	66.2%
令和2年6月1日	153人	104人	68.0%

【特別養護老人ホームへの介護給付費】

	件数	給付費
平成29年度	1,991件	490,647,910円
平成30年度	1,892件	473,445,008円
令和元年度	1,870件	491,564,144円

## ② 介護老人保健施設（老人保健施設）の整備方針

第7期計画期間中、2019年度（令和元年度）の給付費は前年度に比べ5,052,678円の減少となっています。

また、介護老人保健施設は特別養護老人ホームの入所待機場所となっている側面もあり、施設整備では特別養護老人ホームを優先すべきと考えます。

そこで、第8期計画期間中は介護老人保健施設の新規整備は行わないこととします。

ただし、介護老人保健施設は病院と在宅との中間施設であり、かつ在宅復帰に向けたリハビリを行う重要な施設でもあることから、第8期事業計画において給付費の推移などを見守り、第9期計画以降においては施設整備の必要性を引き続き検討してまいります。

### 【介護老人保健施設への介護給付費】

	件数	給付費
平成30年度	1,721件	316,365,936円
令和元年度	1,681件	311,313,258円

### ③ 介護療養型医療施設の整備方針

2023年度（令和5年度）末で廃止が予定されているため、今後も施設整備は行いません。

#### 【介護療養型医療施設への介護給付費】

	件数	給付費
平成30年度	35件	12,265,698円
令和元年度	25件	8,807,455円

## (6) 居住系サービスの整備方針について

### ① 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備方針

認知症対応型共同生活介護事業所は認知症があっても共同生活を営める方が対象となっており、対象者が限定されております。

また町内2事業所に対する認知症対応型共同生活介護事業所への待機者がほとんどいない現状もあることから、新規の整備は行いません。

ただし、現在、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）2事業所は長柄地区に集中していることから、開設事業者と協議の上、第8期計画期間中に1事業所を上山口地区への移転を図り、町民の利便性向上に努めます。

既存の特別養護老人ホーム、地域包括支援センター、保育園に加え認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）が一体となることで、高齢者と幼児、その関係者との世代間交流、地元町内会との交流を促進し地域包括ケアの構築を目指してまいります。

### ② 介護専用型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

町内に介護専用型以外の特定施設が十分に整備されている状況から、新規の整備は行いません。

### ③ 介護専用型以外の特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

介護専用型以外の特定施設については、第3期介護保険事業計画では、2006年度（平成18年度）に開設した111床の施設をもって施設整備を一旦終了し、2014年度（平成26年度）に軽度者の増加に対応するため既存施設の30床増床を行いました。

2020年（令和2年）6月1日現在の町内4事業所の利用率は85.9%、町民入居率は21.1%であり、第8期計画期間中の新たな整備は必要ない状況です。